	平成２９年第４回霧島市農業委員会定例総会
日時	平成２９年４月２８日（金）
出席委員	１番　木野田　安　男　　２番　西　代　秀　子　　３番　藏　原　　勇 ４番　町　田　廣　志　　５番　元　吉　則　夫　　６番　中　丸　輝　男 ７番　下久保　久　己　　８番　迫　田　良　信　　９番　本　村　忠　一 １０番　東　鶴　昭　雄　　１１番　槐　島　睦　夫　　１２番　今　川　芳　信 １３番　森　田　勝　美　　１４番　松　下　さえ子　　１５番　東　福　健　治 １６番　杢　田　正　人　　１７番　間世田　　惠　　１８番　長　﨑　惠里子 １９番　濵　田　康　男　　２０番　厚　地　　覺　　２１番　宮　園　　稔 ２２番　田　尻　春　孝　　２３番　池　田　博　昭　　２４番　大　山　茂　美 ２５番　八重尾　直　亮　　２６番　今　吉　耕　己　　２７番　岩　元　広　幸 ２８番　上和田　明　人　　２９番　西　溜　丸　美　　３０番　重　廣　加代子 ３１番　田　代　一　友　　３２番　今　吉　藤　雄　　３３番　中　園　真　一 ３４番　前　島　広　紀　　３５番　谷　山　忠　憲　　３６番　笹　峯　久　雄 ３７番　中　村　和　志
事 務 局	局　　長　　内　田　　大　作
農政グループ	グループ長　　池之上　　徳　幸
振興グループ	グループ長　　本　村　　浩　孝
農政グループ	主　　査　　福　田　　智　和 主任主事　　山　下　　良　太 主任主事　　中　吉　　哲　平 主任主事　　江　藤　　俊　志
振興グループ	主　　査　　有　村　　大 主任主事　　長　友　　藍　子
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 １「農地利用変更届」について ２「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について ３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について ４「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について ５「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について ６「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について ７「あっせん申出」について

開会　午後２時５０分

内田事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長 ）	皆さん、こんにちは。現在の出席委員は３７名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第４回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。
議長（会長 ）	次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。
内田事務局長	それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。 〔６件について報告〕 以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。 農地法第１８条第６項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知２２件、使用貸借権通知３件、また、農地法第３条解約通知のうち使用賃借権通知２件、合計で２７件が提出されております。また、農地法第４条の許可取消願い１件が提出されています。以上で報告を終わります。
議長（会長）	諸般の報告、事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△　議案第１号　　「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第１号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が１件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。１番を３２番委員。
３２番委員	１号１番を報告します。 申請地は麓原自治公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地の北、南、東は畑、西は宅地である。利用変更目的は農業用倉庫１７３㎡を建設するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。
議長（会長）	ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。
	（なしとの声あり）
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の１件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第１号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△　議案第２号　　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第２号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき、農用地利用集積計画（案）の所有権移転２件、利用権設定のうち賃借権設定９２件、使用貸借権設定１８件の計１１２件の農用地利用集積計画（案）について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定１１０件のうち３２ページの４２番は、要件を満たさないため錯誤とし、７９件は、農地中間管理機構、再設定及び認定農業者に係る案件でありますのでご承認いただくこととし、新規の３０件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の１番を１３番委員。
１３番委員	２号所有移転の１番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１筆＊＊＊円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年４月７日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法について所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、南九州市の認定農業者であり、現在９１，１９６㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の７０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有移転登記を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、２番を１３番委員に代わり２７番委員。
２７番委員	２号所有権移転の２番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１筆＊＊＊万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年３月１３日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、現在１９，４０３㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。取得後に、周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の１８０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。尚、今回の報告は２月総会のあっせん売渡し分です。
議長（会長）	利用権設定の３番及び４番を３４番委員。
３４番委員	２号利用権設定の３番及び４番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は担い手農家であり、現在２０，７６２㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に９番を３番委員。
３番委員	２号利用権設定の９番を報告いたします。 借人は認定農業者であり、現在２７，１１４㎡のすべてについて耕作している。専業農家で

	あり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１０番を３０番委員。
３０番委員	２号利用権設定の１０番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在２，９６４㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１３番から１７番を３４番委員。
３４番委員	２号利用権設定の１３番から１７番は、借人が同一人のためまとめて報告します。 借人は、新規就農という申請であり現地調査の結果、起農計画書のとおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２２番を３４番委員。
３４番委員	２号利用権設定の２２番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在１，３７２㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２３番及び２４番を２３番委員。
２３番委員	２号利用権設定の２３番及び２４番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は担い手農家であり、現在１２，２４５㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に４３番を１３番委員。
１３番委員	２号利用権設定の４３番を報告します。 借人は現在１７，３４５㎡すべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に４７番及び４８番を３２番委員。
３２番委員	２号利用権設定の４７番及び４８番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は担い手農家であり、現在５，９６８㎡すべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（局長）	次に５５番及び６５番を２２番委員。
２２番委員	２号利用権設定の５５番を報告します。

	借人さんは担い手農家であり、現在６，４９３㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 次に２号利用権設定の６５番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在１５，９８７㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６６番を５番委員。
５番委員	２号利用権設定の６６番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在３３，４１９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に７０番を１０番委員。
１０番委員	２号利用権設定の７０番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在３２，６８５㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に７１番及び７６番を５番委員。
５番員	２号利用権設定の７１番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在２，０５２㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 続きまして、２号利用権設定の７６番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在１６，８９０㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に７７番を１７番委員。
１７番委員	２号利用権設定の７７番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在２７，７２７㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。この件は昨年１２月のあっせん貸付分になります。以上です。
議長（会長）	次に７８番を３１番委員。
３１番委員	２号利用権設定の７８番を報告します。 借人は、新規就農という申請であり現地調査の結果、起農計画書のとおり耕作すると認めら

	れる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に８５番及び８６番、８７番を１５番委員。
１５番委員	２号利用権設定の８５番及び８６番、８７番は借人が同一人で、ほ場も隣接していますので、まとめて報告します。 借人は担い手農家であり、現在１２，９７９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１０５番及び１０６番を１１番委員
１１番委員	２号利用権設定の１０５番及び１０６番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は担い手農家であり、現在６，９０４㎡すべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	１０７番及び１０８番、２４番委員
２４番委員	２号利用権設定の１０７番及び１０８番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は曽於市の認定農業者であり、現在１４５，６４１㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査委員から意見報告が終わりました。補足・説明があれば発言を許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	この件について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△　議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転２２件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を３５番委員。
３５番委員	３号１番を報告します 申請地は萩之元公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事する

	と認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１０，３５４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	２番から１１番を１２番委員。
１２番委員	３号２番を報告します 申請地はソニー国分の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。稲刈りは知人に依頼するとのこと。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，２０９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号３番を報告します 申請地は野口公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１１，０６６㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。また、８８歳と高齢ではあるが、子供２人が近隣におり作業を行うとのことでした。 ３号４番を報告します 申請地はヤマダ電機中央店の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。知人より機械作業は行ってもらうとのこと。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は８，２７３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号５番から１１番は受人が同一人で、農地も同じ農地のため、まとめて報告します 申請地は松木・野口地区ふれあい広場の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。知人に機械作業は行ってもらうとのこと。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は８，２７３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１２番を３４番委員。

３４番委員	３号１２番を報告します。 申請地は上小川小学校の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，０１５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１３番を１６番委員に代わり２３番委員。
２３番委員	３号１３番を報告します。 申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場の西に位置しており、現況は畑である。 申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３４，３９５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１４番を３２番委員。
３２番委員	３号１４番を報告します。 申請地は麓原自治公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９，３３８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１５番を２７番委員。
２７番委員	３号１５番を報告します。 申請地は横頭公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は８４，２８３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１６番と１７番を３１番委員。
３１番委員	３号１６番を報告します。 申請地は下小脇公民館の東に位置しており、現況は田である。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後

	の耕作予定面積は４，９２３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号１７番を報告します。 申請地は山住地区団地集会施設の東に位置しており、現況は畑である。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，９８１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１８番を１８番委員。
１８番委員	３号１８番を報告します。 申請地は牧園６自治公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９，１４１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１９番を１番委員。
１番委員	３号１９番を報告します。 申請地は向田自治公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５３，２６６㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に２０番から２２番を１１番委員。
１１番委員	３号２０番と２１番は受人が同一人であり、ほ場も隣接しているためまとめて報告します。 申請地は福山・南園公民館の北に位置しており、現況は畑である。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，８３５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号２２番を報告します。 申請地は福山総合支所の東に位置しており、現況は畑である。受人は２名で農作業を行うも

	ので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５８，９７０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。
１１番委員	本件は、所有権の関係での贈与となります。
議長（会長）	ただいまの報告についてについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請２２件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△　議案第４号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外１件、用途変更１件の合計２件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。農振除外の１番を３０番委員。
３０番委員	４号農振除外１番を報告します。 申請地は住吉公民館の西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は水路、南は水路、東は不耕作地、西は宅地である。除外目的は事務所、資材置場を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はあると思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはあると思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。
議長（会長）	４号用途変更の１番を３２番委員。
３２番委員	４号用途変更の１番を報告します。 申請地は宮西公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は田、東は道路、西は畑である。用途区分変更目的は４８２㎡のうち１９２㎡に農業用倉庫６６㎡を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。暫時休憩いたします。
議長（会長）	議事を再開したいと思います。只今、事務局より農用地除外の考え方について説明がありましたが、今の説明等をふまえて質疑・討論はありますか。

	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の農振除外１件は不承認、用途変更１件についてはやむを得ないという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」は農振除外１件は「不承認」、用途変更１件については「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△　議案第５号　　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請３件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。１番を１０番委員。
１０番委員	５号１番について報告します。 申請地は横川警察署の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９７１㎡であり、申請地に杉をすべて植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は畑、南と北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番を３２番委員。
３２番委員	５号２番を報告します。 申請地は鹿児島神宮の北西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和５７年頃一般住宅を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要です。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建築するものであり、すでに実現している。計画面積は５６２㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。申請地の東と西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番を２５番委員。
２５番委員	５号３番を報告します。 申請地は佳例川地区コミュニティセンターの西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思

	われる。計画面積は２筆で４，９７８㎡であり、申請地２筆にクヌギ４５０本、杉７７５本をすべて植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西と南は畑と山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告がありました。補足の説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告ににについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請３件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可するということに決定しました。つきましては、５月１０日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。

△　議案第６号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請３１件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を３４番委員。
３４番委員	６号１番を報告します。 申請地は国分高校の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３１０．１５㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東と西と南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２番及び３番を１２番委員。
１２番委員	６号２番と３番を続けて報告します。 申請地はイオン隼人国分店の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲２区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５５２㎡であり、宅地分譲２区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路と水路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思わ

	れる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号３番を報告します。 申請地はイオン隼人国分店の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２９４㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は宅地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	４番及び５番を３６番委員。
３６番委員	６号４番を報告します。 申請地は有下公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅と道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８５８㎡であり、建売住宅３棟と道路を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は宅地、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号５番について報告します。 申請地は霧島市役所建設部下水道課の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、農用地区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は工事用仮設道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９５９㎡であり、工事用仮設道路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は田、南は水路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は平成２９年５月１日から平成３０年３月３１日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	６番から９番を２３番委員。
２３番委員	６号６番を報告します。 申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の東に位置し、現況は駐車場である。なお平成１９年に造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２４１㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由によ

	り、転用はやむを得ないと思われる。 ６号７番を報告します。 申請地は市営大野原団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１６１㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は６号８番の申請地、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号８番を報告します。 申請地は市営大野原団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１３３㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は６号９番の申請地、西は６号７番の申請地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号９番を報告します。 申請地は市営大野原団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１９８㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は６号８番の申請地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１０番を３４番委員
３４番委員	６号１０番を報告します。 申請地は敷根集会所の北に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅１棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３１３㎡であり、建売住宅１棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は通路、北は田と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１１番を３６番委員。
３６番委員	６号１１番を報告します。 申請地は下井簡易郵便局の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の２分の１の面積を超えないため、１種農地の既存施設の拡張に該当すると思

	われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１００㎡であり、宅地拡張をするためには相当な面積であると思われる。また、隣接宅地の４５４．３８㎡を一体利用するもので、全体計画面積は５５４．３８㎡である。申請地の東は畑、西は宅地、南は畑、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１２番を２６番委員。
２６番委員	６号１２番を報告します。 申請地は陵南中学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４５９㎡でありますが、区画整理地区内の仮換地であるため実測面積は３０６㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１３番を３２番委員。
３２番委員	６号１３番を報告します。 申請地は麓原公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１４㎡であり、また、隣接宅地１０４．１９㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は１１８．１９㎡であるため、通路に利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１４番を２６番委員。
２６番委員	６号１４番を報告します。 申請地は石峰自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４８６㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東と西は道路、南と北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、

	転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１５番及び１６番を３１番委員。
３１番委員	６号１５番を報告します。 申請地は北原公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４６８㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西と南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続いて６号１６番を報告します。 申請地は安良小学校の南西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２６年４月頃ロール置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため、不要。法定小作人なし。転用目的はロール置場と農業用資材置場にするものであり、すでに実現している。計画面積は１，２４２㎡であり、ロール置場と農業用資材置場にするには相当な面積があると思われる。申請地の東と西と北は畑、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１７番を１０番委員。
１０番委員	６号１７番を報告します。 申請地は横川公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地からおおむね３００ｍ以内に横川総合支所があるため、３種農地の３００ｍ以内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３３８㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は通路、西は宅地、南は排水路、北は用水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１８番を２２番委員。
２２番委員	６号１８番を報告します。 申請地は佐々木小学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５，１７８㎡であり、申請地にクヌギ１２５０本をすべて植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は畑、西は山林、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１９番を８番委員。
８番委員	６号１９番を報告します。

	申請地は霧島市立高千穂小学校の東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，７７１㎡であり、申請地のすべてにクヌギ１２４本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は山林と道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２０番を３６番委員。
３６番委員	６号２０番を報告します。 申請地は梅木自治公民館の北東に位置し、現況は倉庫である。なお、平成５年頃倉庫１棟を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため、不要である。法定小作人なし。転用目的は倉庫１棟を建設するものであり、すでに実現している。画面積は１，５７９㎡であり、倉庫１棟にするには相当な面積であると思われる。また、隣接地山林の３，５４０㎡を一体利用するもので、全体計画面積は５，１１９㎡である。申請地の東と西、南は山林、北は道路と山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２１番から２３番を３０番委員。
３０番委員	６号２１番を報告します。 申請地は真孝西集会場の北西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０２６㎡であり、パネル２４３枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は荒地である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。 続けて６号２２番を報告します。 申請地は隼人塚団地公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４３６㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号２３番を報告します。 申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農

	地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３７８㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は畑、北は荒地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２４番から２６番を３７番委員に代わり１１番委員。
１１番委員	６号２４番を報告します。 申請地は西瓜川原公園の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲３区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。画面積は８８５㎡であり、宅地分譲３区画に利用するには相当な面積があると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号２５番を報告します。 申請地は西瓜川原公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲３区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７０６㎡であり、宅地分譲３区画に利用するには相当な面積があると思われる。都市計画の用途が定められた第１種低層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西と南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号２６番を報告します。 申請地は新溝公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲６区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，８９６㎡であり、宅地分譲６区画に利用するには相当な面積があると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地と田、南は道路、北は宅地と田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２７番を３２番委員。
３２番委員	６号２７番を報告します。 申請地は武安公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目

	的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３２１㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２８番から３０番を３５番委員。
３５番委員	６号２８番を報告します。 申請地は牧之原養護学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。画面積は１，１８２㎡であり、太陽光パネル１８０枚、総出力４８．６Ｋｗで太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。 申請地の東は道路、西は原野、南は畑、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 次に６号２９番について報告します。 申請地は川路公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は牛舎と堆肥舎を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３，９７４㎡であり、牛舎と堆肥舎に利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は畜舎、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号３０番について報告します。 申請地は新原公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は畜舎と堆肥舎を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３，０９０㎡であり、畜舎と堆肥舎に利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に３１番を２５番委員。
２５番委員	６号３１番について報告します。 申請地は此曽木野地区コミュニティセンターの南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，９１６進聖地㎡であり、申請地にクヌギ３００本をすべて植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は畑、南は畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以

	上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の３１件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。 つきましては５月１０日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第７号　「あっせん申出」について

議長（会長）	次に、議案第７号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規定によるあっせん申し出の貸付希望６件が提出されましたので、審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。貸付希望の１番を１２番委員。
１２番委員	この田んぼにつきましては、良い田んぼなのであっせんを行いたいと思います。
議長（会長）	次に２番及び３番を２３番委員。
２３番委員	２番及び３番とも昨年まで耕作されていたきれいな田んぼです。どうにかあっせんを行いたいと思います。
議長（会長）	４番は１６番委員に代わり２３番委員。
２３番委員	このほ場は一見広そうに見えますが、１，１００㎡の中でも細かく田んぼが分かれており、１枚１枚が狭く湿田であるということでした。また、周囲にも不耕作地があり、このあっせん地も４、５年は不耕作地ということであっせんは難しいと結論をいただいております。
議長（会長）	５番及び６番を４番委員。
４番委員	５、６番は隣接地の田んぼであり、境界の畦を取って１筆は田んぼとして利用していたようです。現地調査の日も雨で水が溜まっているような湿田です。前の耕作者に聞き取りをしましたが、稲刈りは油圧式のコンバインを導入してどうにか刈っていたということでした。前の耕作者が近辺の耕作者を探していたようですが、今のところ見つからなかったというような状況です。また、ほ場も北側が３ｍほど離れたところに畦畔もついておりました。本当に作りにくい湿田です。農用地でもありますので、あっせんは行っていきたいと思います。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の貸付希望６件について、５件はあっせんを行う、１件につきましては、あっせんを行わないということに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第７号「あっせん申出について」は、４番をのぞきあっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の

	１番を１２番委員と２３番委員に、２番及び３番を２３番委員と１２番委員に、４番を１６番委員、５番及び６番を４番委員と２８番委員に、以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。
議長（会長）	以上で平成２９年第４回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 次に「その他」はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで平成２９年第４回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉　会　　午後　４時４０分」

番

番

番